

GIFU HOZEN

岐阜県保全協会報

2000 / 第43号

平成12年7月15日発行

題字：梶原拓枝岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

特 集	廃棄物処理マスタープラン（一般廃棄物編）について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 1
-----	--------------------------	----------------------

特 集	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく関係政令の制定について	岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 4
特 集	「リサイクル型社会行動計画」の策定	岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 18 (リサイクル推進室)

ごあいさつ	春の定期人事異動	岐阜県健康福祉環境部環境政策課長 繁田 栄 司 … 19
		岐阜市環境部長 後 藤 嘉 明 … 20
		岐阜市環境部環境管理課長 宮 川 勝 … 21

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	南濃町長 後 藤 庄 吉 …… 22
		八幡町長 小森久二夫 …… 23

行政ニュース	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等岐阜県手数料徴収条例の改正について …… 24
--------	---

協会だより	第22回通常総会・理事長挨拶 …… 25
-------	----------------------

協会だより	知事表彰・全産廃連会長表彰 …… 27
	第1回理事会開催・各委員会開催
	(社)岐阜県建築工業会と意見交換会開催 …… 28
	岐阜県公害防止協会平成12年度通常総会開催
	新規加入会員の紹介 …… 29
	協会への入会のおすすめ「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介 …… 30

講 演	産業廃棄物の現状と将来展望について	財団法人岐阜県公衆衛生検査センター環境調査課長 渡 辺 隆 … 31
-----	-------------------	------------------------------------

お知らせ 編集後記	…… 38
--------------	-------

廃棄物処理マスタープラン (一般廃棄物編) について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

ごみの減量化・リサイクルを推進し、あらゆる“ごみ”が資源として利用されるリサイクル型社会の構築に向けた県の方針を示すため本プランを策定した。

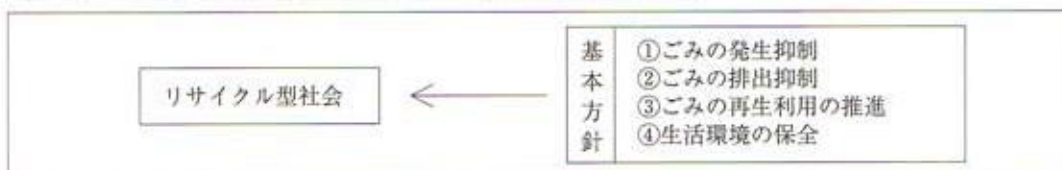
1 ごみの排出・処理の状況（平成9年度）

- ・ごみの排出量は県全体で70万トン（紙ごみで換算すると県庁舎約16杯分）
- ・県民1人1日当たり排出量は909g、全国的にも少ない
（8年度：全国平均1,114g、少ない方から第7位）
- ・リサイクル率は18.1%、全国で常に上位にランク
（8年度：全国平均10.3%、第4位）
- ・ごみ収集量の20%にあたる13.7万トンが埋立処分されている
- ・ごみ処理にかかる経費は県民1人当たり8,757円（昭和60年度の2倍）

2 目標

(1) 基本目標

あらゆる“ごみ”が資源として利用される徹底したリサイクル型社会の構築を基本目標とするとともに、その実現に向けた4つの基本方針を定めた。



(2) 目標値

平成15年度を目標年度とした岐阜県が目指す具体的な数値目標を設定した。

① 1人1日当たりごみ排出量	平成9年度実績の10%減量 877g（H9）→789g（H15） 88g減量
② リサイクル率	30% 18.1%（H9）→30.0%（H15） 11.9%引き上げ

3 各主体の責務と役割

目標達成に向け県民総ぐるみで取り組むため、県民、事業者、行政のそれぞれが果たすべき役割を定めた。

特 集

県民	ごみの発生しにくい製品の選択、製品の長期間使用 地域リサイクル活動への参加 等
製造・販売事業者	ごみの発生しにくい製品の製造、包装の簡素化 ごみの回収ルートの確立 等
県・市町村	県民及び事業者への指導・啓発（環境教育） 資源化施設の整備、リサイクル製品の利用拡大 等

4 リサイクル型社会行動計画

廃棄物処理マスタープランの基本目標であるリサイクル型社会を構築するため、県民、事業者、行政（市町村）の三主体がそれぞれの責務と役割を遂行することが重要である。

今回、家庭から排出される主なごみ17品目について、品目ごとの処理状況の課題を分析した後、望ましいリサイクルモデル及びモデル実現のための各主体が行うべき具体的な行動計画を示し、リサイクル型社会行動計画として位置づけた。今後、同計画の実践に向けて県民、事業者、行政（市町村）へ働きかけていく。

また、県独自のリサイクルシステムの構築に向けて、関係者へ積極的に働きかけ、提案していく。

(1) リサイクルモデルの対象品目

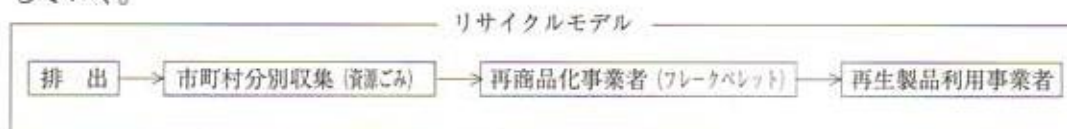
- ①リターナルびん ②ワンウェイびん ③その他ガラス ④ペットボトル ⑤トレイ
⑥その他プラスチック容器 ⑦紙製容器包装 ⑧飲料用容器（紙パック） ⑨段ボール
⑩新聞・雑誌 ⑪アルミかん ⑫スチールかん ⑬布類 ⑭廃食油 ⑮生ごみ
⑯家電 ⑰その他可燃ごみ

(2) リサイクルモデル

【例：ペットボトル】

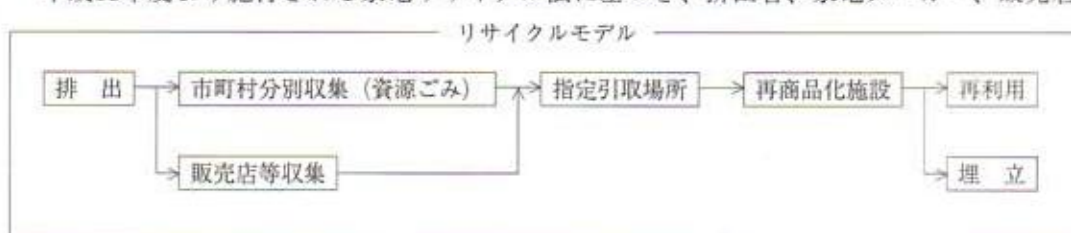
事業者に再商品化の義務があり、容器包装リサイクル法で平成9年度から対象となっている。

容器包装リサイクル法に基づき分別収集を徹底し、指定法人ルートによる再商品化を推進していく。



【例：家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）】

平成13年度より施行される家電リサイクル法に基づき、排出者、家電メーカー、販売店、



(3) 岐阜県独自のリサイクルシステム

※ 県民、行政、新聞販売店及び製紙工場がそれぞれ役割を分担し、岐阜県独自の新聞・チラシの回収・再生利用システムを提案する。

(例示)



(参考1) 廃棄物処理マスタープラン策定の経緯

平成9年度に実施した廃棄物の総点検結果に基づき、平成10年度から策定作業を進め、平成11年3月に第1章「総論」と第2章「産業廃棄物」を策定した。一般廃棄物については、ダイオキシン問題の発生、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の一部実施など、その排出量が大きく変化する要因が生じたため、平成9年度の実態を十分把握する必要があるとの判断から、平成11年度も引き続き検討を進め、今回、廃棄物処理マスタープランの第3章として一般廃棄物編を策定した。

(参考2) 『夢おこし』の実現

県民から寄せられた夢提案として、平成11年度だけでも総数1,729件の提案がなされている。そのうち、「廃棄物・リサイクル対策」に関する提案は114件にものほり、県民からの関心は非常に高いものがある。

次のような夢を実現しようとするものである。

No	夢 の 内 容	提 案 者
①	未来ある子供たちのためリサイクル社会の実現を	30代女性 (美並村)
②	地域に即した個性的なりサイクルシステムシステムの構築を	60代女性 (岐阜市)
③	行政がリサイクルの意識を県民にもっとPRしてもらいたい	50代女性 (揖斐川町)
④	ビン、アルミ缶、ペットボトルのデポジット制度の導入を	60代女性 (各務原市)
⑤	ガラスや紙をリサイクルして工芸品を作り、特産品としては	50代女性 (池田町)
⑥	家庭内にある粗大ごみの再利用のための事業を行って欲しい	40代女性 (岐阜市)

廃棄物処理マスタープラン中での夢実現に向けての方策

- ① P37 学校教育における環境教育の推進
- ② P72, 78 県独自のリサイクルシステムの提案
- ③ P30 環境エコメディア (インターネット)、県、市町村広報誌の活用
- ④ 今年度イベント等で導入に向けて研究
- ⑤ P35 リサイクル認定製品の消費拡大の取り組み
- ⑥ P86 家電リサイクル法の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律に基 づく関係政令の制定について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

(参考：環境庁報道発表資料)

平成11年7月13日に公布された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）を施行するため、以下の政令が3月29日付けで公布されました。

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令
法の施行日を平成12年3月30日と定めるもの
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令法における対象化学物質、P R T R対象事業者等を定めるもの

1. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令の概要

法において「公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から」とされている部分の施行日を平成12年3月30日と定めるもの。

（今回施行された主な部分）

- 法の対象となる物質等の定義等（第2条）
- 化学物質管理指針（第3条）に留意した指定化学物質等の管理を行うこと等の事業者の責務（第4条）など

2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(1) 第一種指定化学物質（第1条：法第2条第2項関係）

環境への排出量の届出等（P R T R）及び安全性データシート（M S D S）の交付の対象となる化学物質。

有害性・暴露性を考慮し、354物質（物質群を含む。）を指定。

（別表第1＝6ページ～15ページ）

（第一種指定化学物質の例）

- ・ 揮発性炭化水素：ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・ 有機塩素系化合物：ダイオキシン類、トリクロロエチレン等

- ・ 農薬：臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・ 金属化合物：鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・ オゾン層破壊物質：CFC、HCFC等
- ・ その他：石綿等

(2) 第二種指定化学物質（第2条：法第2条第3項関係）

安全性データシート（MSDS）の交付のみの対象となる化学物質。

有害性・暴露性を考慮し、81物質（物質群を含む。）を指定。

（別表第2＝15ページ～17ページ）

(3) P R T R対象事業者

第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱うこと等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者のうち、業種を特定し、その上で、取扱量等の要件で裾切りを行う。

ア. P R T R対象業種（第3条：法第2条第5項関係）

金属鉱業、原油及び天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業*、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業*、自動車卸売業*、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業*、ごみ処分業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業、高等教育機関*、自然科学研究所（*印はこのうち一部の業種）

イ. 対象業種事業者の具体的な要件（第4条：法第2条第5項関係）

常用雇用者数21人以上の事業者 かつ

次のいずれか

- ・ 事業所単位でいずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t（発がん物質は0.5 t）以上（ただし、経過措置として、2年間は年間取扱量5 t以上。発がん物質は経過措置なし。）
- ・ その他関係法令で定める特定の施設を設置していること

(4) 対象製品の要件（第5条及び第6条：法第2条第5項第1号及び第2号関係）

それを取り扱う者がP R T R対象事業者となる製品の要件、並びにそれを取り扱う者が化学物質管理指針に留意した指定化学物質等の管理等の責務及びMSDSの交付義務の対象となる製品の要件を、以下のとおり定める。

特 集

- ・ 指定化学物質を1質量%（発がん物質は0.1質量%）以上含むもの。
- ・ 環境中に指定化学物質を排出するおそれのないもの（例えば密封包装されたまま販売される一般消費者用製品）等は除く。

(5) 施行日（附則第1条）

法の施行の日（平成12年3月30日）から施行。

3. 今後の予定

平成13年1月	安全性データシート（MSDS）交付の開始
平成13年4月	法律に基づく排出量等の把握の開始
平成14年4月以降	法律に基づく排出量等の届出（第1回）

（別表第1）

第一種指定化学物質（「資源環境対策第6月号」より転載）

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質**
1	-	亜鉛の水溶性化合物	
2	79-6-1	アクリルアミド	
3	19-10-7	アクリル酸	
4	140-88-5	アクリル酸エチル	
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
6	96-33-3	アクリル酸メチル	
7	107-13-1	アクリロニトリル	
8	107-02-8	アクロレイン	
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	
10	111-69-3	アジポニトリル	
11	75-07-0	アセトアルデヒド	
12	75-5-8	アセトニトリル	
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	
14	90-04-0	o-アニシジン	
15	62-53-3	アニリン	
16	141-43-5	2-アミノエタノール	
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	
21	591-27-5	m-アミノフェノール	
22	107-18-6	アリルアルコール	

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	
25	-	アンチモン及びその化合物	
26	1332-21-4	石棉	○
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
28	78-79-5	イソブレン	
29	80-5-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノール A)	
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノール A 型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス [(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]) ジエタノール	
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	
33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)] ジグアニジン(別名イミノクタジン)	
34	76578-14-8	エチル-2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ] プロピオナート(別名キザロホップエチル)	
35	25319-90-8	S-エチル-2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又は MCPA チオエチル)	
36	36335-67-8	O-エチル-O-(6-ニトロ-m-トリル)-sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	
37	2104-64-5	O-エチル-O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名 EPN)	
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	
40	100-41-4	エチルベンゼン	
41	151-56-4	エチレンイミン	
42	75-21-8	エチレンオキシド	○
43	107-21-1	エチレングリコール	
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	
46	107-15-3	エチレンジアミン	
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	
50	8018/1/7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンの N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジグアトジプロミド又はジクワット)	
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	
54	106-89-8	エピクロヒドリン	
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
58	111-87-5	1-オクタノール	
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	
60	-	カドミウム及びその化合物	○
61	105-60-2	ε-カプロラクタム	
62	576-26-1	2,6-キシレノール	
63	1330-20-7	キシレン	

特 集

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
64	-	銀及びその水溶性化合物	
65	107-22-2	グリオキサール	
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	
67	1319-77-3	クレゾール	
68	-	クロム及び3価クロム化合物	
69	-	6価クロム化合物	○
70	1979/4/9	クロロアセチルクロリド	
71	95-51-2	o-クロロアニリン	
72	106-47-8	p-クロロアニリン	
73	108-42-9	m-クロロアニリン	
74	75-00-3	クロロエタン	
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	
77	1975/1/4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	○
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- α, α, α -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	
79	119446-68-3	1-((2-(2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル)-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	
80	1979/11/8	クロロ酢酸	
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)	
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名 HCFC-22)	
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124)	
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名 HCFC-133)	
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名 CFC-13)	
89	95-49-8	o-クロロトルエン	
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又は CAT)	
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	
92	86598-92-7	4-クロロベンジル-N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	
93	108-90-7	クロロベンゼン	
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名 CFC-115)	
95	67-66-3	クロロホルム	
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名 MCP 又は MCPA)	
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2'-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名チニルクロール)	
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	
100	-	コバルト及びその化合物	
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	
102	108-05-4	酢酸ビニル	
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	
104	1990/2/8	サリチルアルデヒド	

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質**
105	102851-06-9	α -シアノ-3-フェノキシベンジル-N-(2-クロロ- α,α -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリ ナート(別名フルバリネート)	
106	51630-58-1	α -シアノ-3-フェノキシベンジル-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンバ レレート)	
107	52315-07-8	α -シアノ-3-フェノキシベンジル-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカル ボキシラート(別名シベルメトリン)	
108	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカー ブ)	
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボ キサミド(別名カフェンストロール)	
112	56-23-5	四塩化炭素	
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名 CFC-12)	
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロビザミド)	
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名 CFC-114)	
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名 HCFC-123)	
125	106917-52-6	2,4-ジクロロ- α,α,α -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスル ファミド)	
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセト フェノン(別名ベンゾフェナップ)	
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又は DCMU)	
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名 2,4-D 又は 2,4-PA)	
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名 HCFC-141b)	
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名 HCFC-21)	
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又は DCPA)	
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピ ラゾキシフェン)	
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラ ゾレート)	

特 集

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質**
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	
144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	
145	1975/9/2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
148	17109-49-8	ジチオリン酸 O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又は EDDP)	
149	640-15-3	ジチオリン酸 S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	
150	35400-43-2	ジチオリン酸 O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	
151	298-04-4	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	
152	2310-17-0	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチル](別名ホサロン)	
153	34643-46-4	ジチオリン酸 O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	
154	950-37-8	ジチオリン酸 S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又は DMTP)	
155	121-75-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	
156	60-51-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	
159	122-39-4	ジフェニルアミン	
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	
162	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸 S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	
167	52-68-6	ジメチル-2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又は DEP)	
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム-ジクロリド(別名バラコート又はバラコートジクロリド)	
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル(別名エスプロカルブ)	
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名 o-トリジン)	
172	1968/12/2	N,N-ジメチルホルムアミド	
173	2597/3/7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又は PAP)	
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	
175	-	水銀及びその化合物	
176	-	有機スズ化合物	
177	100-42-5	スチレン	
178	-	セレン及びその化合物	
179	-	ダイオキシン類	○
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	
181	62-56-6	チオ尿素	
182	108-98-5	チオフェノール	

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
183	77458-01-6	チオリン酸 O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	
184	2636-26-2	チオリン酸 O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又は CYAP)	
185	333-41-5	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジンル)(別名ダイアジノ)	
186	119-12-0	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	
187	13593-03-8	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	
188	2921-88-2	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	
189	18854-01-8	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	
190	97-17-6	チオリン酸 O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオン又は ECP)	
191	2275-23-2	チオリン酸 O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)	
192	122-14-5	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又は MEP)	
193	55-38-9	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又は MPP)	
194	5598-13-0	チオリン酸 O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	
195	41198-08-7	チオリン酸 O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	
196	26087-47-8	チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又は IBI)	
197	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル	
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1.3.7] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又は TPN)	
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名 CFC-112)	
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又は チラム)	
205	100-21-0	テレフタル酸	
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	
211	1979/1/6	トリクロロエチレン	
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名 CFC-113)	
214	1976/6/2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又は ジコホル)	
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロビル)	
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名 CFC-11)	
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	
220	1582-09-8	α, α, α -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	
221	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	
222	75-25-2	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	

特 集

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	
225	95-53-4	o-トルイジン	
226	106-49-0	p-トルイジン	
227	108-88-3	トルエン	
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	
230	-	鉛及びその化合物	
231	7440-02-0	ニッケル	
232	-	ニッケル化合物	○
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	
235	628-96-6	ニトログリコール	
236	55-63-0	ニトログリセリン	
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	
240	98-95-3	ニトロベンゼン	
241	75-15-0	二硫化炭素	
242	25154-52-3	ノニルフェノール	
243	-	バリウム及びその水溶性化合物	
244	88-89-1	ピクリン酸	
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名グラム)	
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド	
252	-	砒素及びその無機化合物	○
253	302-01-2	ヒドラジン	
254	123-31-9	ヒドロキノン	
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	
257	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ビテルタノール)	
258	110-85-0	ピペラジン	
259	110-86-1	ピリジン	
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	
261	1996/9/3	フェニルオキシラン	
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	
265	156-43-4	p-フェネチジン	

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
266	108-95-2	フェノール	
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ- ート(別名ベルメトリン)	
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
273	85-68-7	フタル酸 n-ブチル-ベンジル	
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン -4-オン(別名ブプロフェジン)	
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジ ド)	
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノ ミル)	
277	122008-85-9	ブチル-(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロ ホップブチル)	
278	134098-61-6	tert-ブチル-4-([[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メ チル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル-2-プロピル-スルフィット(別名プロバールギッ ト又は BPPS)	
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベ ン)	
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別 名テブフェンピラド)	
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	
285	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	
286	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	
287	75-26-3	2-ブロモプロパン	
288	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ [2,2,1] -5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド 酸)	
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキ サチエピン-3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
293	822-06-0	ヘキサメチレン-ジイソシアネート	
294	-	ベリリウム及びその化合物	○
295	1998/7/7	ベンジリジン-トリクロリド	○
296	98-87-3	ベンジリデン-ジクロリド	
297	100-44-7	ベンジル-クロリド(別名塩化ベンジル)	
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	
299	71-43-2	ベンゼン	○
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツト)	
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又は PCNB)	

特 集

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質*2
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	
304	-	ほう素及びその化合物	
305	75-44-5	ホスゲン	
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	
307	-	ポリ(オキシエチレン)-アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)-オクチルフェニルエーテル	
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)-ノニルフェニルエーテル	
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	
311	-	マンガン及びその化合物	
312	85-44-9	無水フタル酸	
313	108-31-6	無水マレイン酸	
314	79-41-4	メタクリル酸	
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
319	97-88-1	メタクリル酸 n-ブチル	
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	
321	126-98-7	メタクリロニトリル	
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン-4,6'-ジメチル-2'-ピリミジニルヒドラジン(別名フェリムジン)	
323	100-61-8	N-メチルアニリン	
324	556-61-6	メチル-イソチオシアネート	
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又は MIPC)	
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又は PHC)	
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2'-ジメチル-7'-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名 XMC)	
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又は NAC)	
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又は BPMC)	
331	100784-20-1	メチル-3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2'-ピリミジニルカルボイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	
334	2439/1/2	6-メチル-1,3-ジチオロ [4,5-b] キノキサジン-2-オン	
335	98-83-9	α -メチルスチレン	
336	108-99-6	3-メチルピリジン	
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル-ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメビペレート)	
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン-ジイソシアネート(別名 m-トリレンジイソシアネート)	
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)-ジイソシアネート	
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2'-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸 O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ [3,2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	○
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	

政令 番号	CAS	物質名*1	特定第一 種指定化 学物質**
345	1968/11/1	メルカプト酢酸	
346	-	モリブデン及びその化合物	
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル-ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)	
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル-ジメチル(別名ジメチルビンホス)	
349	300-76-5	りん酸1,2-ジブromo-2,2-ジクロロエチル-ジメチル(別名ナレド又はBRP)	
350	62-73-7	りん酸ジメチル-2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	
351	6923-22-4	りん酸ジメチル-(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)	
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	

*1 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表1の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*2 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*3 「答申 No」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について(平成12年2月中央環境審議会、生活環境審議会及び化学品審議会の答申)別表1のNoに対応。

(別表第2)

第二種指定化学物質(「資源環境対策第6月号」より転載)

政令 番号	CAS	物質名**
1	60-35-5	アセトアミド
2	104-94-9	p-アニシジン
3	17420-30-3	2-アミノ-5-ニトロベンゾニトリル
4	504-29-0	2-アミノピリジン
5	632-99-5	4-[(4-アミノフェニル)(4-イミノ-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)メチル]-2-メチルベンゼンアミン塩酸塩(別名マゼンタ)
6	123-30-8	p-アミノフェノール
7	6375-47-9	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド
8	93-15-2	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン
9	-	インジウム及びその化合物
10	103-69-5	N-エチルアニリン
11	834-12-8	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名アメトリン)
12	25311-71-1	O-エチル-O-2-(イソプロポキシカルボニル)フェニル-N-イソプロピルホスホルアミドチオアート(別名イソフェンホス)
13	1950/6/6	5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1H,3H,5H)-ピリミジントリオン(別名フェノバルビタール)
14	106-88-7	1,2-エポキシブタン
15	106-87-6	4-オキシラニル-1,2-エポキシシクロヘキサン
16	681-84-5	オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン)
17	105-67-9	2,4-キシレノール
18	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)
19	105779-78-0	5-クロロ-N-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン(別名ピリミジフェン)
20	90-13-1	1-クロロナフタレン
21	55512-33-9	O-6-クロロ-3-フェニル-4-ピリダジニル-S-n-オクチルチオカルボナート(別名ピリデート)

特 集

政令 番号	CAS	物質名*
22	106-48-9	p-クロロフェノール
23	598-78-7	2-クロロプロピオン酸
24	63935-38-6	α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)
25	67375-30-8	(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-cis-シクロプロパンカルボキシラート(別名 α -シベルメトリン)
26	83121-18-0	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロン)
27	56-75-7	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
28	60168-88-9	2,4-ジクロロ- α -(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール(別名フェナリモル)
29	79983-71-4	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール(別名ヘキサコナゾール)
30	1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ]-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック 38)
31	6459-94-5	ジナトリウム=8-(3,3'-ジメチル-4'-[(p-トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド 114)
32	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名CIフルオレスセント 260)
33	131-72-6	2,4-ジニトロ-6-オクチルフェニル=クロトナート及び2,6-ジニトロ-4-オクチルフェニル=クロトナートの混合物(オクチル基が1-メチルヘプシル基、1-エチルヘキシル基又は1-プロピルベンチル基であるものの混合物に限る。)(別名ジノカップ又はDPC)
34	534-52-1	4,6-ジニトロ-6-クレゾール
35	99-65-0	m-ジニトロベンゼン
36	51-52-5	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
37	1321-74-0	ジビニルベンゼン
38	57-41-0	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン
39	110-52-1	1,4-ジブロモブタン
40	109-64-8	1,3-ジブロモプロパン
41	103-50-4	ジベンジルエーテル
42	87-59-2	2,3-ジメチルアニリン
43	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン
44	-	タリウム及びその水溶性化合物
45	62-55-5	チオアセトアミド
46	13463-40-6	鉄カルボニル
47	79-34-5	1,1,2,2-テトラクロロエタン
48	2429-74-5	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメチル-4,4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー-15)
49	79538-32-2	2,3,5,6-ナトラフルオロ-4-メチルベンジル=Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ナフルトリン)
50	-	テルル及びその化合物(水素化テルルを除く)
51	545-06-2	トリクロロアセトニトリル
52	1694-09-3	ナトリウム=3-(N-(4-[(4-ジメチルアミノ)フェニル](4-N-エチル[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ)フェニル)メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)-N-エチルアンモニオベンゼンスルホナート(別名CIアシッドバイオレット 49)
53	132-27-4	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート
54	6423-43-4	二硝酸プロピレン
55	1999/9/2	m-ニトロアニリン

政令 番号	CAS	物質名*
56	3618-72-2	5'-[N,N-ビス(2-アセナルオキシエナル)アミノ]-2'-{(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド
57	92-52-4	ビフェニル
58	1985/1/8	フェナントレン
59	1960/9/3	p-(フェニルアゾ)アニリン
60	84-69-5	フタル酸ジイソブチル
61	80060-09-9	1-tert-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチロン)
62	75-91-2	tert-ブチルヒドロペルオキシド
63	1120-71-4	1,3-プロパンスルトン
64	67747-09-5	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エナル]イミダゾール-1-カルボキサミド(別名プロクロラズ)
65	107-19-7	2-プロピン-1-オール
66	111872-58-3	2-(4-ブロモジフルオロメトキシフェニル)-2-メチルプロピル-3-フェノキシベンジルエーテル(別名ハルフェンブロックス)
67	106-41-2	p-ブロモフェノール
68	106-95-6	3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)
69	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム-ブロミド
70	121-82-4	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン(別名シクロナイト)
71	95-16-9	ベンゾチアゾール
72	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタナ酸アンモニウム
73	136191-64-5	メチル-2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エナル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)
74	60-34-4	メチルヒドラジン
75	82657-04-3	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル-(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ビフェントリン)
76	79277-27-3	メチル-3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-2-テノアート(別名チフェンスルフロメチル)
77	101-61-1	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)
78	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)-ジイソシアネート
79	6864-37-5	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)
80	22248-79-9	りん酸(Z)-2-クロロ-1-(2,4,5-トリクロロフェニル)ビニル-ジメチル(別名テトラクロルビンホス又はCVMP)
81	78-42-2	りん酸トリス(2-エナルヘキシル)

* 1 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表2の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

* 2 「答申No」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について(平成12年2月中央環境審議会、生活環境審議会及び化学品審議会の答申)別表2のNoに対応。

「リサイクル型社会行動計画」の策定

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

今日、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイル、社会経済活動を改め、あらゆる「ごみ」が資源として利用される徹底したリサイクル型社会の構築を目指していく必要があります。このような状況下で、県では、「リサイクル型社会行動計画」を策定し、平成12年3月に「岐阜県廃棄物処理マスタープラン（一般廃棄物編）」の中に位置づけました。この中で、家庭から排出される17品目のごみについて、処理状況と課題を分析し、望ましいリサイクルモデルを提示し、県民、事業者、行政の各主体が取り組むべき具体的な行動計画を示しています。

【問い合わせ】 岐阜県庁健康福祉環境部環境政策課
リサイクル推進室 TEL058-272-1111（内線2687）

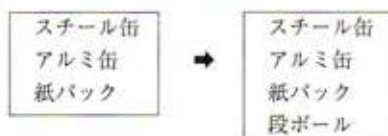
容器包装リサイクル法について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の容積で約6割を占めるカン、ビン、プラスチック製、紙製容器包装を対象に、消費者（分別排出の責任）・市町村（分別収集の責任）・事業者（再商品化の責任）がそれぞれの役割を分担してリサイクルを促進することが定められています。

[平成9年4月～] [平成12年4月～]



[有償のため再商品化の義務が生じないもの]



家電リサイクル法について

家庭や事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化（リサイクル）する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備により特定家庭用機器廃棄物の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としてい

ます。

特定家庭用機器とは、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種の家電製品のことをいいます。

なお、家電リサイクル法は、「廃棄物処理法」と「再生資源利用促進法」の特別法に位置づけられています。

廃棄物リサイクル製品認定事業

県内で発生する廃棄物を利用し、県内で製造される製品で認定基準を満たしている製品を廃棄物リサイクル認定製品として認定し、県の公共事業等で優先的に使用するとともに、市町村へも各種事業で使用されるよう要請しています。

現在、29社の44製品が認定されています。認定製品の詳しい内容については、岐阜県の環境ホームページ「エコメディアぎふ」に写真入りで掲載されていますので是非ご覧になってください。

エコショップ認定制度

ごみの減量化及び資源化並びに再生利用の積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定し、広く県民に紹介することにより、ごみの発生量を抑制するとともに、資源ごみの回収を促進し、再生商品の利用拡大を図ります。

現在、県下に31店舗が認定されており、それぞれの店舗では、レジ袋削減のため、買い物袋持参運動や過剰包装削減対策を積極的に取り組んでいます。

春の定期人事異動

県健康福祉環境部環境政策課長に繁田栄司氏が着任。

岐阜市環境部長に後藤嘉明氏、環境管理課長に宮川勝氏が着任されました。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境政策課長

繁 田 栄 司

本年4月の人事異動により、岐阜県健康福祉環境部環境政策課長を拝命いたしましたので、本紙面をお借りしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の会員の皆様方には、日頃より県行政とりわけ環境行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、今日、我々の生活は大変便利になってきましたが、その一方で大量生産と大量消費の社会は、環境に大きな負荷を与えてきました。

現在の豊かな自然を次世代に継承していくためには、従来の公害防止や自然保護に係る施策に加え、地球規模の環境保全、省資源・省エネルギー対策並びに増大する廃棄物の問

題に対処する必要があり、とりわけ廃棄物の減量化、リサイクルの推進は、緊急を要する課題となっております。

県といたしましても、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を基本に据え、リサイクル型社会の構築に向けて、各種施策を総合的かつ積極的に進めて参ります。

また、この度、先の国会で、「循環型社会形成推進基本法」が成立し、併せて、改正廃棄物処理法、改正再生資源利用促進法、食品循環資源再生利用促進法、建設工事資材再資源化法及びグリーン購入法が相次いで成立し、本年は、循環型社会形成元年と位置づけられています。

今後、循環型社会システムの構築に向け、我が国の廃棄物・リサイクル対策の取り組み

ごあいさつ

が一層加速されることとなると考えられますので、今後とも会員の皆様には格別のご支援とご協力をお願いする次第です。

一方、県では、県民総ぐるみで首都機能の移転の実現に努めており、昨年十二月には、国会移転審議会で東濃地域が国会等移転先候補地に答申されました。



今後もこの運動を推進してまいりますので、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜市環境部長

後 藤 嘉 明

この度の人事異動により、岐阜市環境部長を拝命しました後藤でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

岐阜県産業環境保全協会の会員の皆様方には、平素より本市における廃棄物行政の推進に関し、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今日の環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模で取り組まなければならない大きな問題となっております。その中でも廃棄物問題への取り組みが最重要課題であり、資源循環型社会の構築や官民一体となった廃棄物処理の取り組みが不可欠であるとともに、住民一人ひとり、事業者、行政がそれぞれ廃棄物問題に対する認識を新たにし、互いに連携協力することが大切であると考えます。

岐阜市におきましても、平成13年4月から

施行される「家電リサイクル法」に対応するために準備を進めているところでありますし、ボカシや学校給食から発生する残渣を肥料化するモデルケースの取り組みや、また、不法投棄等の不適正処理を防止するために平成11年4月から立ち上げた「不法投棄監視モニター」と「不法投棄110番」により、一定の成果をあげているところであります。

業界に目を向けますと、ダイオキシン類に対する不安や最終処分場に対する不信感などにより、安易な焼却処分や埋立処分は不可能といってよい状況にあります。さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、より規制が強化される見通しとなっております。このままでは産業廃棄物の行き先が無くなってしまっても過言ではないと考えます。もはや、一事業者で解決できる問題ではなくなっております。

このような中で、産業廃棄物の排出事業者と処理業者からなる貴協会の果たされるべき役割はますます重要なものとなっております。いずれにしましても、廃棄物の適正処理については、官民一体となって推進しなければならぬ大きな課題であり、今後とも皆様

方の格別のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市環境部環境管理課長

宮 川 勝

本年4月の異動により、環境管理課長を拝命しましたので、一言ご挨拶を申し上げます。(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、日頃より廃棄物処理行政に多大のご理解とご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、国の省庁再編では今日の環境問題が重要視される中、来年1月6日には、現在の環境庁に廃棄物・リサイクル部を新設し、環境省に昇格されると聞いております。

本市においても、環境行政の充実を図るため、本年4月より環境部が創設され、産業廃棄物指導を始め浄化槽指導、大気・水質等公害関係指導及び自然環境の保全指導を環境管理課が所管することになりましたので、宜しくお願い致します。

特に、近年産業廃棄物を取り巻く環境問題は、連日マスコミに取り沙汰され、住民の関心も非常に高く、このような状況の中、廃棄

物処理法の度重なる改正、ダイオキシン類対策特別措置法の施行、また岐阜県廃棄物適正処理条例の施行により、産業廃棄物処理業者を巡る状況は、一段と厳しいものがあり、処理業者のみならず、排出事業者の責務も一層明確にされてきております。

申すまでもなく、産業廃棄物の適正処理については、処理業者、排出事業者、行政が単独で解決できる問題ではありませんので、相互の協力が不可欠であります。

貴協会は、処理業者と排出事業者を取りまとめて、産業廃棄物の諸問題に率先して取り組んでおられますが、その役割が益々重要になってくるものと考えられます。

今後共、産業廃棄物の適正処理及び各種施策に一層のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念致しまして、就任の挨拶とさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

ごみの減量化と さらなるリサイクルの推進



南濃町長 後藤 庄吉

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃は生活環境保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県の西南端に位置し、面積51.81km²、その58%が山林で占められ、西は養老山地をひかえ三重県員弁郡に、南は桑名郡多度町に境し、東は揖斐川をはさんで海津郡海津町に、北は養老郡養老町に接する東西5.5km、南北15.5kmと細長い帯状の町です。人口は、現在17,799人で昭和56年から平成6年までの13年間は自然増を繰り返す状態にありましたが、その後平成7年以降は横ばい状態です。この間の社会的背景には大規模な住宅団地等の開発はなく小規模住宅の開発による微増に合せ住宅取得者の減少と少子化による自然動態の減少が大きな要因となって現在に至っています。さて、今やごみを取りまく環境問題は世界共通の課題であり、当町におきましてもその対策については、緊急かつ重要施策との認識にたち、ごみ減量化の推進に努めています。

当町の収集体系は、燃やせるごみ、リサイクル資源ごみ、燃やせないごみ、資源ごみの

内容は、空きカン、空きビン（無色透明、茶、その他）、ペットボトル、食品トレー、その他ボランティア団体による牛乳パック回収、有害危険ごみ（電池、蛍光灯）、そして年2回の大型粗大ごみの10種類等に分別収集しています。いずれもごみステーション方式で町内各区分長さんにその管理をお願いしています。

町ぐるみで環境整備事業を推進するため、数々の取り組みをしています。その1つに、ステーション整備推進事業を平成3年度より取り入れ、新設・全面改修は、新・改築費の1/2以内として限度額100,000円。改修・増設は、修繕費・改良費の1/2以内として限度額は50,000円とする補助事業。そして、2つ目に、資源分別回収の奨励金の交付を平成3年度より実施、団体は子供会、PTA育成会、婦人会、自治会等の年2回実施で対象品目は（紙類、布類、金属類）、1団体3,000円と1kg当8円を限度で奨励金としています。3つ目として、生ごみ堆肥化容器コンポスト普及推進事業を平成2年度より購入費の1/2以内と補助限度額を3,000円以内。4つ目として、婦人会の協力により平成7年度より実施の生ごみ処理容器助成事業（サンペール14ℓ500円、20ℓ800円の補助）又、ボカシ利用助成事業として1袋300g60円の助成、そして今年、平成12年度より家庭用電気式生ごみ処理機器設置事業補助制度、購入金額の3/4、限度額2万円以内を新たに加えた、私たち町のごみ減量化対策事業です。また、これからも増え続けるごみ減量化の推進としては、ごみを作らない、減らす、再利用、リサイクルの4原則を住民の方々に理解を得るべきPRに努めているところでございます。今後とも、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。終りに臨みまして貴協会のご発展と会員の皆様の活躍を祈念申し上げます。

わがまちの現状



八幡町長 小森久二男

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県のほぼ中央に位置し、南は美並村及び武儀郡上之保村に、東は和良村、北は大和町及び明宝村に、西は武儀郡板取村に隣接しています。美濃、飛騨、さらには東海、北陸へ通ずる交通の要衝であることから、古くから人・物・技術・文化などが交流するとともに、自然と調和した独自の文化が息づいています。

町の中央部で長良川と吉田川が合流し、この合流点から吉田川沿岸に発達した城下町が現在の市街地を形成しています。周辺部は、長良川、吉田川、小駄良川、那比川、亀尾島川、鬼谷川、入間川、小那比川などに沿って点在する豊富な自然や美しい農村景観を今なお残す山村地帯となっています。中でも、長良川流域は、県立自然公園に指定され、清流や緑という岐阜県のイメージを代表する自然環境を有しています。

町の人口は、17,145人、世帯数5,491世帯(平成12年5月現在)となっています。町域面積は、242.31km²と県下でも10番目の広さをもち、その92%が山林で占められています。

さて、当町のごみ収集体系は、可燃ごみ、

資源ごみ、粗大ごみに分類しています。

可燃ごみは地区によって、収集日・収集回収が異なりますが、ほとんどの地区は毎週2回収集して郡上中部清掃センター(5ヵ町村が加入している郡上広域連合の施設)へ搬入しています。

資源ごみは、金物類(スチール缶・アルミ缶・概ね50センチ以下の金物)ビン類(透明・茶色・その他色)と陶磁器の4種類に分別しています。本年4月からペットボトル・発泡スチロール食品トレイ・発泡スチロール・紙パックを毎月1回指定の集会所等で回収ボックスを設置して収集しています。

粗大ごみは、有料で年1回4会場にて収集して処理業者に引き渡しています。

ダンボール・新聞紙・雑誌等は小中学校の生徒・PTA及び自治会・婦人会が中心となって年2回以上リサイクル活動として廃品回収をしています。町として、この集団回収には1kg当たり5円の奨励金を出しています。廃品回収に出せない場合は、町が委託している業者が無料にて収集しております。

また、町連合婦人会が中心となって牛乳パックの回収、水浄化のための水切りネット・ごみの分別を徹底するための半透明ごみ袋の斡旋等リサイクル運動・水浄化・ごみ減量化に向け推進していただいています。

一般家庭への助成制度として、生ごみ処理機には購入金額の1/2で上限が3万円の補助をしています。

本年度から、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、ダイオキシン類濃度の基準が厳しくなり、今の焼却場では処理できなく、郡上広域連合(郡上郡7ヵ町村)が中心となり、町議会・行政が一丸となって新基準に適合する施設建設に向け必死に取り組んでいます。

今後とも、貴協会のご協力をお願いいたしますとともに、貴協会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等 岐阜県手数料徴収条例の改正について

産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等について平成12年4月1日から、次のとおり改正されましたのでお知らせします。

また、岐阜市においても、県と同様に条例改正が行われ、改正後の手数料も県と同額ですので、併せてお知らせします。

許可申請の種類			現行手数料	平成12年4月1日からの手数料
産業廃棄物処理	収集運搬業	新規許可申請	79,000円	81,000円
		更新許可申請	72,000円	73,000円
		変更許可申請	70,000円	71,000円
	処分業	新規許可申請	99,000円	100,000円
		更新許可申請	93,000円	94,000円
		変更許可申請	90,000円	92,000円
特別管理産業廃棄物処理	収集運搬業	新規許可申請	79,000円	81,000円
		更新許可申請	72,000円	74,000円
		変更許可申請	70,000円	72,000円
	処分業	新規許可申請	100,000円	100,000円
		更新許可申請	94,000円	95,000円
		変更許可申請	94,000円	95,000円
産業廃棄物処理施設	告示あり	設置許可申請	140,000円	140,000円
		変更許可申請	130,000円	130,000円
	告示なし	設置許可申請	120,000円	120,000円
		変更許可申請	110,000円	110,000円

※産業廃棄物処理施設設置に係る手数料には変更がありませんが、参考までに掲載します。

第22回通常総会開催

平成11年度事業報告・収支決算承認



第22回通常総会

第22回通常総会が去る6月23日(金)岐阜市内「岐阜グランドホテル」において多数のご来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申し上げます。

理事長挨拶

本日、ここに第22回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

当協会は、昨年4月に創立10周年を迎えました。顧みますと、平成元年に県、市町村をはじめ、県内産業界挙げてのご支援により「環境を守り、産業を支える」を合い言葉に、全国的にも特異な組織として処理業者、排出事業者、行政の三者の構成により誕生致し、以来、適正処理の推進、産業廃棄物対策基金の

造成、教育研修、県民に対する啓発普及等の活動に会員一丸となって取り組んで参りました。その後、産業廃棄物をめぐる社会情勢の変化にともない、当協会の在り方が検討され、平成9年第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として組織を改め、定款を改正し、名称を「岐阜県産業環境保全協会」として再発足して以来、3年が経過し、社会の期待に応え、設立目的に向かって活動を行うことが出来る協会として発展、成長してまいりました。

これもひとえに、県はじめ、関係行政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げます次第でございます。

本年は、20世紀最後の年であり、産業革命以来、産業経済のすさまじい発展により、工業化による大量生産、大量消費は他方、大量廃棄型社会への世紀であったと思います。その結果が自然環境の破壊等、環境問題として地球的規模で考えなければならない時代となり、21世紀はまさに人間と、自然環境との共存は人類共通の課題であります。世界的、国家的レベルで、そして、身近な地域の問題として「社会」と「環境」との調和を図るさまざまな取り組みが行われており、わが国においても、「大量生産」・「大量消費型」から、今、「資源循環型」社会成立への転換・構築に向けて環境にかかわる基本的な法律として、先の通常国会において「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、各種のリサイ

クル法案が可決されました。こうした制度の整備や施策が各般にわたり推進されております。

また、県におかれましても、廃棄物の適正処理のために、昨年3月には、全国初の「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定され、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだ、みのづくりを促進するため、昨年11月にはすべてにわたり施行されました。

こうした法令の整備により、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題について、解決の方向が明示されるものと期待するものであります。

しかしながら、廃棄物の減量化、リサイクル強化が強化され、循環型社会構築への基本が示され、推進されておりますが、根本的には、今、直面している産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。最終処分場の逼迫は、誠に厳しいものがあり、このままで推移すれば、岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかと切迫感があります。しかし、長びく経済不況脱出のために、内需拡大、消費刺激が国策とされており、再び大量消費時代を迎えることは明らかで、消費拡大、景気浮揚と合わせて、廃棄物の抑制とともに、処理場設置と循環型社会構築への対策が図られなくてはなりません。しかし、この緊急の課題に対する地域住民の理解が得られないまま推移しております。最終処分場の逼迫のため、マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄、不適正処理の問題に象徴されるように最終処分場対策は誠に憂慮されるものであります。

こうした大変厳しい社会情勢のもとで産業環境を保全し、岐阜県産業の活性化を図るといふ当協会の事業目的を達成するために、会員の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成11年度の事業報告、及び平成11年度収支決算について、ご審議いただき、ご承認をお願い申し上げます。

また、本日は、永年にわたり、産業廃棄物業界の発展のために、当協会の役員として、また、適正処理等にご尽力くださいましたご功績により、お二人の方が栄えある知事表彰を受彰されます。皆様とともにお二人のご功績をお讃するとともに心からお祝いを申し上げます。

終わりにあたりまして、本日、ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し、心から感謝し、お礼を申し上げますとともに、今後とも、本協会に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

議事に入る前に産業廃棄物関係業務功勞により、当協会副理事長後藤利夫様、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司様が栄えある岐阜県知事表彰を受賞され、奥村寛治岐阜県環境局長から伝達されました。続いて岐阜県知事（奥村寛治岐阜県環境局長代読）、岐阜県議会議長（松岡憲郎厚生環境副委員長代読）、岐阜市長（後藤嘉明環境部長代読）及び大竹和文岐阜県警察本部生活保安課長からお祝辞を頂きました。

議事は、日興土木株式会社代表取締役水谷重雄氏を議長に選出し、第1号議案平成11年度事業報告、第2号議案平成11年度収支決算について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認され閉会しました。

閉会後午後5時からロイヤルホールにおいて懇親会を開催、中本貞実理事長のご挨拶につづき、ご来賓のご紹介を申し上げ、奥村寛治岐阜県環境局長様の乾杯のご発声により、なごやかに歓談がくりひろげられました。

懇親会には、ご来賓として奥村寛治岐阜県環境局長、近藤成章中部地域協議会会長（社

団法人愛知県産業廃棄物協会会長)、福田安昭岐阜県参事兼廃棄物対策課長、宮川勝岐阜市環境管理課長、安田文博岐阜県廃棄物対策課技術課長補佐、松岡由尚岐阜県廃棄物対策課技術課長補佐兼産業廃棄物係長、福井悦男岐阜市環境管理課廃棄物指導係長、中島正和中濃地域振興局武儀事務所長、福山益生財団法人地球環境村ぎふ副理事長、三林三夫社団法人三重県産業廃棄物協会専務理事、森朴繁樹岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長の方々にご臨席いただきました。

知事表彰

平成12年度産業廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰が第22回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。

(敬称略)

- ・後藤利夫 岐阜市
社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長
- ・粥川長司 岐阜市
株式会社粥川商店代表取締役(当協会理事)



知事表彰を受賞した2氏



後藤利夫氏



粥川長司氏

全産廃連会長表彰

(社)全国産業廃棄物連合会第16回通常総会が6月13日(火)明治記念館において開催され、当協会から林専務理事が出席しました。その席上産業廃棄物処理業務功労者に対する平成12年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者からは、地方優良事業所表彰1社、優良従業者1名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○地方優良事業所表彰

株式会社 市川工務店

○優良従業者表彰

平田登美子(寿和工業(株))

(以上紹介は本協会本県関係者、事業所)



平田登美子
(寿和工場(株))

第1回理事会開催

5月23日(火)午後3時30分から岐阜市藪田「岐阜県民ふれあい会館」特別会議室において、平成12年度第1回理事会が開催されました。

この理事会では、第22回通常総会に提案する平成11年度の事業報告と収支決算について審議されました。提案された議案は次のとおりでいずれも原案どおり可決承認されました。引き続き、協議事項として9月開催の「環境フェスタ」の共催依頼について報告し、今後の事業について審議され協会として協力することが承認されました。

- 第1号議案平成11年度事業報告について
- 第2号議案平成11年度収支決算について
- 第3号議案役員を選任について
- 第4号議案新規加入会員の承認について
- 第5号議案第22回通常総会の開催について

協会だより

平成12年度第1回各委員会開催

▷適正処理委員会

(4月24日午前10時30分から)

議 題

1. 組織強化、活性化事業について
2. マニフェストシステムの普及啓発事業について
3. 研修会の開催・施設の視察について
4. その他の事業について

▷研修指導委員会

(4月25日午前10時30分から)

議 題

1. 組織強化・活性化事業について
2. 教育研修事業について
3. その他の事業について

▷広報編集委員会

(4月26日午前10時から)

議 題

1. 組織強化・活性化事業について
2. 広報誌発行事業について
 - (1) 「ぎふ保全協会報」の発行
 - (2) 「協会要覧2000」の発行
3. 啓発普及事業について
・保全協 News の発行
4. その他の事業について

▷総務委員会

(4月26日午後1時30分から)

議 題

1. 組織強化・活性化事業について
2. 協力交流事業について
3. マニフェスト頒布事業について
4. 「環境フェスタ・ぎふ」共催事業について(9月)
5. その他の事業について

(社)岐阜県建築工業会 と意見交換会開催

(社)岐阜県建築工業会長からの依頼により、平成12年5月10日午前10時より、建築廃棄物の適正処理について当協会との意見交換会が、岐阜市内同会事務所において、開催されました。当協会から適正処理委員会委員長田中一郎氏、同委員木村虎男氏、同委員林久仁氏の(代理)青山茂氏及び林専務理事が出席、(社)建築工業会から代表11名が出席され、次の項目について意見交換が行われました。

1. 建設廃棄物の分別処理について
2. プラスターの処理について
3. マニフェストの交付の実態について
4. 建設廃棄物の処理について
5. アスベストの処理について

岐阜県公害防止協会 平成12年度通常総会開催

平成12年度岐阜県公害防止協会通常総会が6月2日(金)午後1時から、岐阜県庁大会議室において開催され、当協会より松永事務局長が出席しました。第1号議案から第7号議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案通り可決承認されました。

事務局だより

平成9年4月以来、空席であった事務局長に本年5月から松永洋氏が就任した。



松永洋

「初めての分野の仕事でございますが、一所懸命頑張りますので、皆様方の暖かいご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げます。」

新規加入会員の紹介

平成12年度第1回理事会を5月23日開催し次の通り新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	業の区分
有限会社入本建材 ☎0576-26-2828	代表取締役 入 本 辰 美	〒509-2314 益田郡下呂町宮地2187-2	収集運搬業
後藤サルベージ株式会社 ☎0583-70-1366	代表取締役 乾 順 一	〒509-0101 各務原市須衛字天狗谷2406-3	収集運搬業
坂祝産業株式会社 ☎0574-26-7118	代表取締役 小 島 甲子一	〒505-0076 加茂郡坂祝町勝山169-1	収集運搬業 中間処理業
株式会社サンテック ☎0584-69-5280	代表取締役 稲 川 一二三	〒503-2213 大垣市赤坂町4188-2	中間処理業
有限会社セナハ ☎058-327-6253	代表取締役 瀬名波 榮 健	〒501-0234 本巣郡穂積町牛牧173-1	排出事業者
有限会社中部樹脂研究所 ☎0575-34-0986	代表取締役 立 木 義 憲	〒501-3783 美濃市神洞327-1	中間処理業
有限会社中部リサイクル ☎0584-33-0210	代表取締役 高 木 壽 雄	〒503-1314 養老郡養老町高田3980-2	収集運搬業 中間処理業
有限会社土田環境 ☎0584-92-1999	代表取締役 土 田 千津子	〒503-0984 大垣市綾野1-2781-5	収集運搬業
不二見セラミック株式会社 ☎0574-67-1312	代表取締役社長 村 瀬 芳 正	〒505-0126 可児郡御嵩町上恵土1064-1	中間処理業

参 考 会員の移動状況

会員区分	3月22日現在	入会数	退会数	5月23日現在	増減
正 会 員	263	9	2	270	7
賛助会員	82	0	0	82	0
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	347	9	2	354	7

協会だより

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

ついでに、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はおりません。

会費

●正会員

会費規程の一部改正について

当協会会費規程が一部改正され、平成12年4月1日から下記のとおり会費を改正しました。

区 分		金 額
産業廃棄物 処 理 業 者	収集運搬の許可	一律月額 10,000円
	中間処理の許可	
	最終処分の許可	
排 出 事 業 者		
再 生 利 用 指 定 業 者		

●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。
（但、賛助会員は年1回）

お知らせ

「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をされる方で事務代行業を希望される方は、当協会賛助会員であります次の方をご紹介します。

詳細については事務局までご連絡下さい。

牛田 匡（牛田行政事務所）岐阜市中西郷4-228 TEL 058-239-0076

三輪 松子（三輪事務所）岐阜市八代3-23-4 TEL 058-294-2822

小塩 記子（小塩行政書士事務所）岐阜市本荘西1-125 TEL 058-251-7811

中坪 利夫（中坪総合行政書士事務所）高山市本町1-41 TEL 0577-32-3271

山本 末男（行政書士山本末男事務所）揖斐郡大野町大字黒野131-8

TEL 0585-34-1567

（入会順）

産業廃棄物の現状と将来展望について

講師

財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

環境調査課長 渡辺 隆



本誌前号でご紹介いたしましたように、当協会は本年3月16日「岐阜県県民ふれあい会館」において第21回通常総会を開催、終了後財団法人岐阜県公衆衛生検査センター環境調査課長渡辺隆氏を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。渡辺講師は「産業廃棄物の現状と将来展望について」を演題に1時間15分にわたって講演されました。以下はその内容をまとめたものです。

はじめに

只今、ご紹介をいただきました渡辺でございます。今回、産業環境保全協会から講演の要請がありましたが、私は、産業廃棄物業務に日常携わっているわけではありません。私どもの財団法人岐阜県公衆衛生検査センターは、県と県内99市町村から出捐を受けて設立された団体でございます。

業務としましては、一般廃棄物に関わる事が多くありますが、私どもの廃棄物関連業務は昭和60年から一般廃棄物処理施設として、ごみ、尿尿、最終処分場の浸出水処理施設等の機能診断ということで機能検査を行ってまいりました。その関係から今日ではハード面からソフト面について、例えば廃棄物の処理は、収集運搬から最終処分までどうすればよいのか、というような自治体からの要請に応じ、私は、一般廃棄物の処理計画の立案

に関わっております。そうした中で、最近是一般廃棄物、産業廃棄物がかなりの面でオーバーラップしているような感じがいたします。例えば、ごみの焼却施設を自治体が新しく造りたいと云うことになると、当然のことながら、事業計画、産業廃棄物の受入れをどうするのかという検討を必ず行います。只今、私どもは県内で幾つかの物件を抱えておりますが、特に地場産業から出てくるものに対して何らかの形で自治体支援が必要ではないかという議論が出てまいります。そういう中で弊害となってきますのは、地元とのコンセンサスであります。産業廃棄物となりますと、誤解を生じて抵抗感が強いものがあります。最近、私もこのような状況下で産業廃棄物そのものに触れる機会もありまして、本日ここでお話しさせていただきますのでよろしくお願い致します。

産業廃棄物の現状

先ず、演題にもありますように、産業廃棄物の現状を少しお話させていただきますながら、

今後の廃棄物処理の問題点、或いは事業者として将来どうしたらよいのか、ヒントになればと思ひまして借越ではございますがお話しさせていただきます。

岐阜県における産業廃棄物の現状は、平成8年度では推定590万トンの発生量となっております。種類別にみますと、汚泥関係が非常に多く、特に有機性汚泥が約30%、無機性汚泥が約10%、その他の汚泥が6%と約半数の46%を汚泥が占めております。さらに、そこに家畜の糞尿等を加えますと約70%となっております。その残りが建設廃材、木くず、金属類となっております。このような状況からみますと、リサイクル、或いは有効利用が難しいものが多量に出ております。

これを業種別にみますと、圧倒的に農業関係が多く、家畜等から出てくるものが20%、建設業関係が19%、パルプ・紙・加工業等が15%、それから窯業、下水汚泥となっております。岐阜県は5圏域を考えておりますが、汚泥の状況を圏域別にみますと、岐阜、西濃、中濃各圏域がそれぞれ約25%、東濃圏域が20%、残り数%が飛騨圏域となっております。やはり、岐阜圏域を中心として県南部からの汚泥の発生量が、非常に多いと云えます。

実際に排出された590万tの産業廃棄物に対して、どのように処理がなされているかをみますと、農業関係を除く370万tが県内で処理されております。その他11万tは県外で処理されており、90万tは未処理となっております。岐阜県内で処理されている370万tの処理方法については、約50%が脱水、あるいは焼却とで減量化され、30%が資源化されております。その他約60万tが最終処分されております。産業廃棄物の資源化率30%は、一般廃棄物の資源化率が10%程度ですから、非常に高い率となっております。産業廃棄物

の資源化率は高い値ではありますが、これで満足できるのかどうかは別としまして、産業廃棄物は、今後、資源化、減量化の方法論の中で、如何にして廃棄物の発生量を抑制するかと同時に埋立処分量を削減するかが課題になってくると思います。

今、お話ししました減量化、資源化されている廃棄物を種類別にみますと、先ず、減量化されているものは有機汚泥、木くず、無機汚泥であり、汚泥は脱水によって、木くずは焼却によるなどして、嵩が簡単に減らせる廃棄物は、減量化が進んでおります。資源化については、金属くず、建設廃材、鉱さい、或いは廃酸と云った単一的な原材料から成り、資源化が容易なものは相当進んでおります。それから、県外で委託処理されている11万tは廃アルカリ、廃油、特別管理産業廃棄物であります。最終処分率でみますと煤塵、ゴムくずと云ったものが高くなっております。その理由は、やはり資源化が難しい、あるいは処理費が高額などの理由からです。最終処分量は、汚泥関係が50%出てきますが、その内訳は、無機汚泥が14万t、有機汚泥が13万tその他の汚泥が6万tとなっております。排出事業者が自己減量化するものについては、どんな業種に多いかと云いますと、下水道業、紙・パルプ加工業等が圧倒的に多く約9割を占めております。これは、排出事業者が運搬の容易性から脱水施設を保有しているからです。自己資源化でみますと、農業関係が約20%を自分達で資源化しております。それから、埋立処分立をみますと、建設業が約8割を占めております。埋立処分主体をみますと、自己処分が約13%で、自治体処分が約8%あります。その他県内の業者で処分されているものが約50%を占めております。つまり自己責任において処分されているものが非常に少な

く、業者に委託処理をしているものの率が非常に高いと云えます。

環境事犯について

それから少し耳の痛い話かもしれませんが、先日、警察庁が環境事犯を公表しました。環境事犯は何かと云いますと、廃棄物関係の事犯、水質汚濁防止法の事犯を含めて環境事犯と云っております。環境事犯が、平成10年度で1,512件、平成11年度は1,682件で、170件増えております。人員では平成11年度が2,882人検挙されており、64人増えております。環境事犯の件数は約1,700件ありますが、その99%が廃棄物関係であります。つまり、1%が水質汚濁事犯と云うことで、圧倒的に廃棄物に関係する事犯が多かったことになります。特に、その中で産廃に関わる事犯は、平成11年度で約1,700件の内344件、平成10年度が246件ですから、98件と約100件増えております。これは、平成10年までの件数（約260件）からみますと10年以降は急増しております。

その内容はどのようなものがあるのかと云いますと、一つは、書面による委託契約の締結がなされておらず、口約束であった。特に悪質なものは、不法投棄の事例で、予め時間を指定しておき、その時間にごみを持って来て直ちに埋めて更地にしてしまう。と云った不法投棄が多くありました。それから、もう一つは、自社の処分場、土石の採取場をカモフラージュしていた事犯もあります。こういうことから、警察庁のコメントでは悪質、巧妙な事犯が増加していると出ておりました。今後、産業廃棄物の排出事業者、廃棄物処理業者として、今後どう考えていくのが大事なことになると思います。

これまでお話ししたことをまとめますと、

先ず資源化率の高いものが、金属くず、建設廃材で、低いものは煤塵、ゴムくず等でありこれらの減量化や資源化を図っていくこと。さらに、最終処分量では、汚泥関係が圧倒的に多く、これをどう減していくのが今後の課題となります。これらの課題には、収集運搬、処理、処分の業者が独自に解決することは、出来ない時代になってきました。その理由として、有効利用の技術は、基礎技術も含めて色々と開発されておりますが、処理事業として導入したときに経営的に成り立つのかどうか、技術は確かにありますが、それを皆様方が導入できるかどうかと云うことになりますと、技術があるから導入するという訳にはいきません。

先ず、経営は、成り立つのかどうかの経営基盤を考える必要があります。そうした中で幾つかの課題はあります。第一点目として、事業化できる技術かどうかの判断が必要です。それはどういうことかと云いますと、イニシャルコストとランニングコストと製品価額の評価をすることです。技術導入をするためには、当然資金調達が必要です。資金調達の道はどうか、廃棄物を製品化・原材料化したときの市場の確保はどうか、捌けていくのかどうか、その価格設定は妥当かなど、このあたりの判断が非常に難しくなってきます。第二点目として、皆様方はあまりお考えになりませんが、廃棄物を受け入れて、リサイクル製品を造るということは、受入量と需要量のバランスが大事になってきます。需要量が受入れ設備能力を上回り、製品等の安定供給が出来なくなる場合もありますので、これらのバランス設定が非常に難しい課題となります。今後、産業廃棄物の処理を考えていく場合に、私がお話ししたようなことが重要となります。

事業化の問題

事業化における問題点をまとめてみました。その一つは、産業廃棄物イコール有害物というイメージが非常に強いと云うこと。これはマスコミ等の報道にも問題があるとは思いますが、処理は一般廃棄物は産業廃棄物よりも容易である。つまり一般廃棄物は有害ではなく、産業廃棄物は有害であり有害であるものは処理が難しく、資源化も難しいと云う意識が非常に強いことです。この認識の違いが、住民とのコンセンサスの弊害になっているものと思います。先ほどの環境事犯について申し上げましたが、極、一部の業者ではありますが、不適正処理の業者が存在していると云うこと、このことが地元住民とのコンセンサスを得ていこうとした時に大きな弊害となっております。これについては、当然、法的規制の強化は整備されており、廃掃法次々改正されております。そう云う法的規制に対して、事業者として、処理・処分業者、排出事業者も同じですが、法的規制の変更に伴ってこうしなければいけないと云う専門知識として持っておられる技術者が非常に少ない。このことは、法が改正されて1年経過してもなかなか浸透せず、的確な対応が出来ないことにも起因します。

それから、一番切実なことは、処理・処分費の価格であります。これはやはり競争原理に基づく市場価格による考え方が逆に悪影響を及ぼして、適正処理をしようと思っても安い価格で引き取ってくれる業者があれば、排出事業者は出してしまう。こういう部分が、競争原理として悪循環となってしまいます。さらに、排出事業者の責任の意識も非常に低いこと。これはどういうことかと云いますと、経営基盤そのものが非常に弱体化し

てきたことも原因の一つだと思います。つまり、廃棄物の適正処理・処分には、経費がかかると云うこと。自分たちが出した廃棄物を法的規制をクリアし、適正処理をするにはそれなりの費用がかかるという意識が排出事業者に低い。このことは、自分たちの回りから廃棄物が消えてくれればよい、安ければよいと云う意識があります。それについても、当然、法改正により明確化がされております。

このような背景において、地場産業と云われる所から出てくるローカル的な話しになってきますと、これからは自治体との連携が非常に重要になってきます。つまり、地場産業が弱体化していくことは、逆に云いますと自治体にとっても、税収に影響する重要な問題であります。このようなことから、自治体にとって地場産業との連携は、大事になってくることと思います。

産廃業者としての今後の考え方

それでは、これから本題に入ります。今後、産業廃棄物処理業者として、どういうことを考えて行けばよいのか、私の個人的なご提案を申し上げたいと思います。一つは廃棄物処理業者としての企業イメージのアップを図ることが大事であります。

先ほどから申し上げておりますように、一部の不適正処理業者、或いは産業廃棄物イコール有害物であるという意識、皆様方はこのような背景の中で業務に精励しておられることと思います。そのような中で事業者として、企業イメージのアップを図ることは、地元におけるコンセンサスを得ていく上で大変大切になってきます。

ISO14000について

それではその手法はどうするのか、その一

つはISO14000を取得されることが企業イメージアップに繋がることと思います。ISO14000とは、どんなものかについて少しお話しします。このISO14000とは、国際標準化機構が制定したもので、特に環境汚染を地球環境で考えており、そのような環境汚染に対して自分たちで防止しながら、環境対策活動を継続してゆくこと、一時的ではなく継続してゆくことを念頭に置いて、その活動を第三者が評価することで成り立ったものがISO14000であります。

もう少し分かり易く云いますと、ある事業者がISO14000を取得しようとしめすと、まず企業トップが環境方針を考えます。つまり、環境対策に対して自分たちは企業としてこういうことに取り組んでいきたいという目標を環境方針として立案します。環境方針を実行するための計画は、企業自らが立案して、その計画は自らが実施運用します。その中で一年に一回満たされたもの、機能しなかったものをチェックします。それを点検、是正処置と云っております。そして、巧く機能しない部門については是正を行います。このことを繰り返すことによって環境汚染防止に対する努力を継続化していくことになります。では、ISO14000を取得した場合のメリットは何かと申しますと、まず一つは開かれた企業のイメージが図れること。それは、ISO14000の中には企業が実施しているものに対して開示するという義務があります。開示することによって、開かれた企業であるというイメージが出てきます。

それから、環境汚染に対する負荷をどう削減するかと云うことは、裏を返せば原材料や燃料に対して、また、廃棄物の処理に対して見直しをすることになり、そのことによってコストダウンを図る道が開かれてきます。そ

れと、事前に環境負荷に対して企業として見詰め直すことによって、環境に対する負荷が業務内容の中でどのように汚染の問題として起きてくるかが把握されて、リスクの回避が自らできます。さらに、環境汚染防止を実施するためには、当然のことながら、企業のトップの一人では出来ないことで、企業に参画している全従業員個人もそれに対して理解をし実行することが不可欠となります。これらを実施することによって、企業は経営基盤の安定化が図られて、情報は開かれていきます。ましてや、第三者評価機関の評価も受けていくことになれば、地域社会との良好な連携が維持出来ることになるのではないかと思います。このことがISO14000の趣旨であります。

情報開示について

次に情報開示については、具体的な最終処分場の場合で云いますと、どんなものを受入れ、どう処分しているのか、どんどん情報公開して行くことです。それから、先程も云いましたが、専門技術者の育成であります。これは1日や2日で養成できるものではありません。法的規制に対する一つの処理技術にしても、技術者の育成は大変なことであります。また、リサイクル・有効利用の促進を図り、焼却量や埋立量の減量を目指す場合に、どうしたら削減できるのか判断できる技術者の確保が重要であります。新たな技術導入の検討には、技術者の存在がとても大切になります。

異業種連携

それから、廃棄物の資源化の推進は、製品化・原材料化の技術導入を図り、その市場を開拓することにあります。そのためには、排出事業者そのものが異業種とも連携を取って

いくことが必要であります。例えば、製造工程から廃プラスチックが発生するとしますと、それをある処理業者が引き取ってプラスチックの原材料として製品を造りますと、その製品が欲しいという事業者を処理業者が探すのではなく、排出事業者が別のユーザーを探す。このことにより、自分たちが出したものを今度は原材料として、製品として受取ってくれるような業種を処理業者の限られた情報網だけではなく、排出事業者自らがネットワークの中で探していくこともあり得ることになります。排出事業者の二業種間の連携となります。

これを広域的に行おうとすると大変ですので、先ず地域限定型で行うことが一番よいのではないかと思います。また、皆様方のような団体は、当然排出事業者と同じようなことが云えると思います。さらに、排出事業者の団体と処理業者、収集運搬業者との連携ということもあり得ることと思います。つまり、身内同志の連携ということではなく、団体と団体の中で、異業者間の情報公開によってお互いのメリットが出てきてデメリットを互いに打ち消しあうことが出来るような形のものを見出すことが出来れば、二次製品としての市場開拓が確保出来るものと思います。その為には、やはり法的規制、新しい技術、或いは他業者間の動向といった情報収集を当然のことながら行っていかなければなりません。

P F Iについて

最後になりますが、皆様方P F Iという言葉をお聞きになったことがあると思いますが、これは「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」と云います。この法律は昨年7月に出来ました。長いですが朗読しますと、「民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律」通常P F I法と云っております。本来は地方公共団体が検討することが筋ではありますが、逆の道もあり得るのかなと思います。まだ税法上の問題とか、補助金の問題とか解決しなければならない問題は多々あると思いますが、今、ヨーロッパ等も含めましてP F Iという事業に対して活発化しております。

これが廃棄物の処理事業に対してもどんどん導入されているような状況になっております。参考までに事例を申し上げますと、廃棄物処理をP F Iで行おうとしますと、どうしても処理プラントのメーカーが不可欠になってきます。P F Iで現在稼働しているのは、かずさクリーンシステムと云いまして、新日鉄が都市ごみ、汚泥、産廃を処理しようとするもの、また、荏原製作所が青森R E Rで都市ごみ、汚泥、産廃を受入れることになっております。それから、同じく荏原製作所が中部リサイクルで都市ごみ、汚泥、産廃を処理するものを造ろうとしております。さらに、タクマが栃木ハイトラストで50%出資し、残りを地元産廃業者の出資により、産廃のみを処理する施設を造ろうとしております。

こんな形で今、P F Iは廃棄物処理業に入ってきている状況にあります。そう云うことから、P F Iの事業として検討することの一つの方法ではないかと思っております。これは簡単に云いますと、民間が出来るものは民間が引受け、経営基盤としてのノウハウは自治体ではなく民間が握っていく、対外的な信用に対しては地方自治体が受けることになっております。では、運営資金はどうするのかというと、民間として色々な業種が出資することになります。例えば、プラントメーカーが出資する。銀行が出資をする。或いは皆様方のような産廃に関わっておられる業者

が出資する。そういう形で一つの事業会社を設立することになります。

第三セクターについて

これによく似たものが第三セクターと云われるものですが、大きく違う点としてPFIを実行するときには、地方自治体が実施方針を立案して、参加する企業を集めることになります。原則的には、公募により参加したい人を募ります。廃棄物の事業であっても、異業種からの参画は当然あり得ますから、新しい事業展開が望め、特に、そのことによって地域産業の活性化が非常に高くなります。

それから、参画する企業については、自治体が公募することによって透明性があります。そこが第三セクター方式と大きく異なります。企業の参画を促して一つの運営会社を設立して、産廃処理と合わせて一般廃棄物の処理を行う場合には、自治体はその処理費を通常25年から30年の債務負担行為によって、運営会社の経営基盤を先ず安定化させます。この方法による難しさという、デメリットもあります。

それは、公募から契約までの手続きが非常に複雑ということです。例えば、官と民の役割分担、責任の範囲をどうするのか、明文化しておかないとトラブルことがあります。それから、自治体が当然参画しますが、民間主導になることによって、本来なら一廃の処理は地方自治体の責務であるものを、PFI方式で委託することによって、自治体が本来負わなくてはならないリスクを事業会社が、部分的に負っていかねばならないことです。

それから、一番の課題は、当然民間の資本を使いながらプラントを造り、運営していく訳ですから、何らかの形でごみの受入量に見

込み違いが出て、ごみの搬入量を高く見込んだ場合には、運営において資金繰り等に影響が出て行き詰まり、契約不履行になった場合の対応が未知数で、経営基盤の不安定さも残っております。

PFI方式の利点は、異業種からの新規参入が見込めるため、流通ルート確保が容易なことです。しかし、先程複数の事例をご紹介しましたが、個々にはまだまだいろいろな問題を抱えておまして、話がまとまるまで2年から3年の年月を要し、なかなか進まない状況にあり、即戦力になる話ではありません。長期的な展望に立った場合にはあり得ることと思います。

おわりに

こうした中で岐阜県の場合、地球環境村構想があり、非常に期待されておりますが、5圏域という余りにも広域過ぎて、地元のコンセンサスが得られないとすれば、民間ベースから、PFI方式を地域限定型で進めることも一つの方策ではないかと思えます。地域限定型で巧く機能していくことが構築化に向けての起爆剤となるのではないかと、最初から大きいものをやろうとすればコンセンサスを得るために時間がかかります。それよりも地場産業という形の中で、何か事業化を図ることも一案ではないかと思えます。

地場産業は、非常に弱体化しておりますし、特に、廃棄物の処理に経費がかかればかかる程、事業展開がやり難くなりますので、地方自治体の協力と支援は不可欠でありますし、自治体にとっても地域の活性化に結びつきます。このような考え方で、個々の地場産業の実体に応じた方法で進めて行くことも選択肢ではないかと思えます。以上で私のお話を終わります。

お知らせ

協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ち量に限りがありますので無くなりましたときはご容赦願います。)

1. 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置に関する指導要綱。参考省令産廃様式。小規模焼却施

設設置届出の手引き、産業廃棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。を1冊にまとめ近日発行予定(頒布価格2,500円)

2. 産廃処理実績報告書の書き方、1部200円(送料別)
3. よくわかる廃棄物処理実務のポイントB5版カラー刷り、1部500円(送料別)

編集後記

梅雨空のように何時明けるのか、御嵩町の最終処分場建設にかかる住民投票から早くも6月で3年が経過しました。最終処分場の逼迫が云われてからの貴重な3年の時間が経過しましたことは全くやるせない思いです。

産業廃棄物問題は、毎日のようにマスコミにぎわせております。厚生省の調査によりますと、昨年9月末日で全国産業廃棄物処分場の残容量は1.6年分と云われております。

一方、先の国会におきまして、廃掃法が改正されました。また、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、リサイクル、減量化等循環型社会への転換、変革に向かって、廃棄物の最終処分目標を2010年までに半減化することを明確にされ、また、排出事業者の現状

回復責任が大幅に強化される等、排出事業者の責任が益々強化され、義務も重くなります。しかし、私たち産業廃棄物処理業者もさることながら、産業界にとって、いかに減量化を推進しても最終処分場は必要であり、処分場の逼迫はいまや危機的な状況といえますのに、なぜもっと大きな声にならないのでしょうか、「何とかなるだろう」の日和見の総論賛成、各論反対の空気を払拭し、各自がもっと真剣に考えなければ解決しない問題であると思います。今こそ地域住民参加のもとに最終処分場の解決をはかることが緊急の課題であると思います。一日も早く素晴らしい梅雨明けが心から待たれるこの頃です。

(山村)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和

中尾 勝

野々村

山口

清

繁

加藤

宏

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成12年7月15日発行 第43号

編集 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

理事長 中 本 貞 実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共 和 印 刷 株 式 会 社